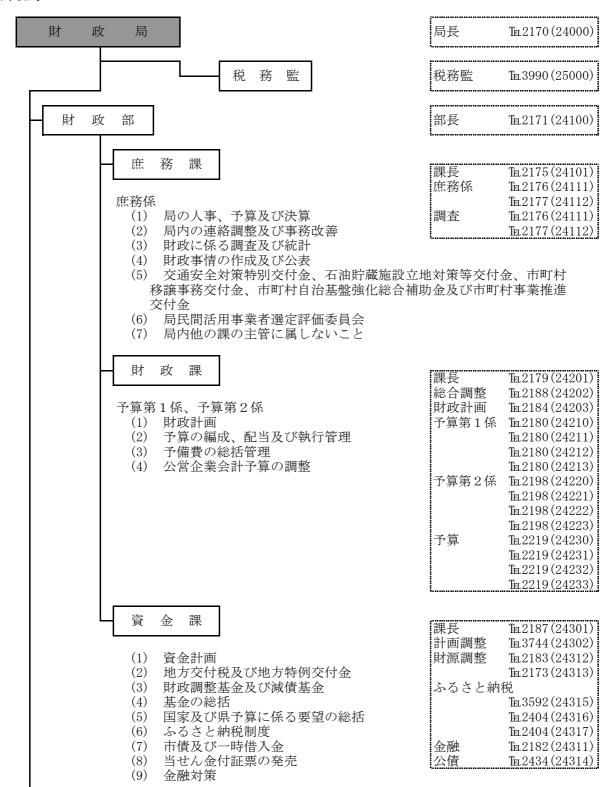
#### 財政局 1



Tel 2084 (24501)

Tel 2085 (24511)

Tel 2859 (24512)

Tel 2086 (24521)

Tel 2089 (24522)

Tel 2238 (24531)

Tel 2847 (24532)

Tel 2083 (24541) Tel 2087 (24542)

# 資產管理部

部長 12042(24500)

課長

調整係

資産管理

資産情報

資産活用

### 資産運用課

#### 調整係

- (1) 公有財産及び債権の総括(総務企画局公共施設総合調整室及び債権管理課の所管に属するものを除く。)
- (2) 普通財産の管理及び処分
- (3) 市有財産有効活用の推進
- (4) 不動産等(地方自治法第238条第1項に 規定する公有財産に相当するもの)の借受契 約の総括
- (5) 公益社団法人全国市有物件災害共済会
- (6) 市有財産その他の損害保険
- (7) 自動車重量税
- (8) 国土利用計画法に基づく土地取引の規制及 び游休土地
- (9) 土地利用審査会
- (10) 不動産評価委員会
- (11) 公有地の拡大の推進に関する法律
- (12) 川崎市土地開発公社
- (13) 土地開発基金
- (14) 公共用地先行取得等事業特別会計

# 契 約 課

調整係、委託契約係、土木契約係、建築契約係、物品契約係

- (1) 契約に係る調査及び指導
- (2) 工事の契約
- (3) 測量及び地質調査の契約
- (4) 庁舎、道路等の清掃の契約
- (5) 物件(不動産を除く。)の購入契約、売却 契約及び修理契約
- (6) 競争入札参加者の資格審査
- (7) 業者の選定
- (8) 作業報酬審議会
- (9) 入札監視委員会
- (10) 政府調達苦情検討委員会

# 検 査 課

- (1) 工事の検査
- (2) 会計実地検査(国土交通省所管の国庫補助 事業に限る。)

課長	Tel 2096 (24701)
担当課長	Tel 2982 (24702)
調整係	Tel 3695 (24711)
	Tel 2090 (24712)
委託契約係	Tel 2097 (24751)
	Tel 3117 (24752)
土木契約係	Tel 2098 (24721)
	Tel 2099 (24722)
	Tel 3116 (24723)
建築契約係	Tel 2100 (24731)
	Tel 2101 (24732)
物品契約係	Tel 2091 (24741)
	Tel 2092 (24742)
	Tel 2093 (24743)

課長	Tel 3433 (24801)
土木検査	Tel 3455 (24802)
	Tel 3468 (24811)
	Tel 3118 (24841)
	Tel 3119 (24842)
建築検査	Tel 2908 (24821)
機械検査	Tel 3462 (24851)
電気検査	Tel 3463 (24861)

税 務 部

> 制 課

### 税務管理係、税制係、計理係

- (1) 市税制度の企画及び調査研究
- 税務事務の企画、改善及び調整 (2)
- (3) 市税事務所との連絡調整
- (4) 市税システムの調整
- 税務職員の研修 (5)
- (6)税務査察
- (7) 市税の審査請求
- (8) 固定資産評価審查委員会
- (9) 市税関係歳入予算及び決算
- (10) 税務統計
- (11) 地方譲与税及び県税交付金

市民税管理課

#### 管理係、諸税係、個人市民税係

- 個人の市民税及び県民税並びに森林環境税、 法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入 湯税並びに事業所税の賦課事務の企画、指導 及び調整
- (2) 市税(個人の県民税及び森林環境税を含 む。以下同じ。) の証明事務及び閲覧事務の 企画、指導及び調整(資産税管理課の所管に 属するものを除く。)
- (3) 納税思想の普及高揚(4) 入湯税の課税資料

資産税管理課

## 土地係、家屋·償却資産係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有 税の賦課事務の企画、指導及び調整
- (2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整
- (3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有 税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び 調整
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事務の企画、指導及び調整
- (5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料

部長 Tel 2172 (25100)

課長	Tel 2189 (25101)
不服審查•	訴訟
	Tel 2237 (25102)
税務管理係	Tel 2191 (25111)
	Tel 2190 (25112)
税制係	Tel 2197 (25121)
	Tel 2192 (25122)
計理係	Tel 2193 (25131)
企画	Tel 1821 (25123)
事務改善担	当
	Tel 0145 (25103)
	Tel 3874 (25173)
	Tel 3703 (25141)
	Tel 3704 (25142)

課長	Tel 2218 (25201)
管理係	Tel 2222 (25461)
	Tel 2236 (25212)
諸税係	Tel 2208 (25211)
個人市民税位	
	Tel 2228 (25221)
	Tel 2229 (25222)
	Tel 3825 (25223)
調整給付金	担当
	Tel 1523 (25235)

課長	Tel 2224 (25202)
土地係	Tel 2220 (25231)
	Tel 2230 (25232)
家屋・	償却資産係
	Tel 2221 (25241)
	Tel 2223 (25243)
•	Tel 2231 (25242)

収納対策部

収納対策課

### 収納企画係

- (1) 市税の収納対策の企画及び推進(2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導 及び調整

部長 Tel 0816 (25400)

課長 Tel 2199 (25401) 収納強化担当 Tel 2196 (25402) 収納企画係 Tel 3868 (25432) Tel 2226 (25434) Tel 2226 (25435) Tel 2226 (25436) 換価 Tel 2225 (25441) 収納指導 Tel 2227 (25451)

債権管理課

#### 収入管理係、債権整理係

- (1) 市税その他の収入金の調定管理及び収入
- 市税の過誤納金の還付、充当並びに委託納 付及び委託納入
- 債権(市税を除く。)の管理の適正化及び 収納対策の推進に係る総合調整

Tel 0817 (25403) 課長 収入管理係 Tel 2200 (25412) Tel 2201 (25411) 債権整理係 Tel 2202 (25421) Tel 2203 (25422) Tel 2204 (25423) Tel 3867 (25424)

税外債権対策

Tel 0819 (25472)

市税事務所

〔第1類〕

電話番号は、P118に掲載

かわさき・みぞのくち・しんゆり

#### 市民税課

管理係、市民税第1係、市民税第2係、市民税第3係

- (1) 普通徴収の市民税、県民税及び森林環境税の賦課(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税 の賦課
- 軽自動車税の賦課(かわさき市税事務所に限る。) (3)
- (4)納税思想の普及高揚
- 市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。)の証明及び閲覧 (5)
- 個人の市民税及び県民税の課税資料(給与所得及び公的年金等に係る 所得に係るものを除く。)
- (7) 軽自動車税の課税資料(かわさき市税事務所に限る。)
- (8) 所の維持管理(みぞのくち市税事務所に限る。)

法人課税課

(かわさき市税事務所に限る。)

諸税第1係、諸税第2係、特別徴収第1係、特別徴収第2係、特別徴収第3係

- (1) 給与所得に係る特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税の賦課
- (2) 法人の市民税の賦課
- (3) 市たばこ税の賦課
- (4) 入湯税の賦課
- 事業所税の賦課 (5)
- (6) 特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税の督促
- (7) 個人の市民税及び県民税の課税資料(給与所得及び公的年金等に係る 所得に係るものに限る。)
- (8) 法人の市民税及び事業所税の課税資料

# 資 産 税 課

土地第1係、土地第2係、家屋第1係、家屋第2係

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課(償却資産に係る固定資産税の賦課を含む(かわさき市税事務所に限る。)。)
- (2) 特別土地保有税の賦課(かわさき市税事務所に限る。)
- (3) 国有資産等所在市町村交付金(かわさき市税事務所に限る。)

### 納 税 課

収納第1係、収納第2係、収納第3係、収納第4係

収納第5係(かわさき市税事務所に限る。)

収納第6係(かわさき市税事務所に限る。)

(1) 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税に係るものを除く。)及び滞納処分

こすぎ市税分室

〔第2類〕 (みぞのくち市税事務所に限る。)

(1) 普通徴収の市民税、県民税及び森林環境税 の賦課

電話番号は、P118に掲載

- (2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市 民税、県民税及び森林環境税の賦課
- (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課
- (4) 納税思想の普及高揚
- (5) 市税の証明及び閲覧
- (6) 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税に係るものを除く。)及び滞納処分